# 髙和果公報

目 次

規	ļ	則					~-3	>
	0	高知県事務処理規則の一部を改正す	トるま	見則			]	L
告		示						
	0	自動車税に係る徴収金の収納事務の	)委					
		託		(税	務	課)	]	L
	$\Box$	生活保護法及び中国残留邦人等の円	日滑					
		な帰国の促進及び永住帰国後の自立	この					
		支援に関する法律による医療機関の	)指					
		定		(福祉	止指導	算課)	2	2
	$\Box$	生活保護法及び中国残留邦人等の円	日滑					
		な帰国の促進及び永住帰国後の自立	エの					
		支援に関する法律による指定医療機	幾関					
		の事業の廃止の届出		(	"	)	2	2
	$\Box$	生活保護法及び中国残留邦人等の円	日滑					
		な帰国の促進及び永住帰国後の自立	この					
		支援に関する法律による介護機関の	)指					
		定		(	"	)	2	2
	$\Box$	生活保護法及び中国残留邦人等の円	日滑					
		な帰国の促進及び永住帰国後の自立	ての					
		支援に関する法律による指定介護機	幾関					
		の事業の廃止の届出		(	"	)	3	3
	$\mathbb{C}$	大規模小売店舗の新設に関する届出	븝	(経営	文 支	爰課)	3	3
	0	土砂災害警戒区域の指定		(防災	《砂》	方課)	3	3
	$\Box$	道路の区域変更 (5件)		(道	路	課)	4	Į
	$\mathbb{C}$	道路の供用開始		(	"	)	5	5
	$\mathbb{C}$	都市計画事業の認可		(都市	5計画	画課)	5	5
	$\mathbb{C}$	高知県収入証紙売りさばき人の主た	こる					
		事務所の所在地の変更の届出		(会計	十管耳	里課)	5	5
公		告						
	$\Box$	収去飼料の試験結果の公表		(畜産	<b>E振</b> り	軋課)	5	5
	$\Box$	土地改良区の役員の就退任 (2件)		(農業	<b>差型</b>	盆課)	7	7
	$\mathbb{C}$	漁港漁場整備法による所有者不明の	ンエ					
		作物等の措置		(漁港	生漁場	易課)	7	7
高	知	県人事委員会規則						
	0	勤務条件に関する措置の要求に関す	トるま	見則			7	7
高	知	県人事委員会告示						
	0	勤務条件に関する措置の要求に関す	トるま	見則に	_基~	づく樹	ŧ	

		規	BI	
$\bigcirc$ 1	上映(十20 - 5 -	91910 百小)		11
O.T	F誤(平26・5・	0 付け 生元)		10
E à	呉			
			計課)	1
$\bigcirc$ $\prime$	IJ.		(警察本部会	
$\bigcirc$	客札者等の公告		(税 務 課)	1
落札4	公告			
美	業務)の公告		(医療政策課)	1
		改修委託業務発委		
_		知県救急医療・広		
入札な				
		V/光工.		ō
7	式の定め及び告示	の廃止		ç

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

# 高知県規則第66号

# 高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第3の10の(9)の表6の(21)の項中「第18条の18」を「第 18条の19」に改める。

# 附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

告 示

#### 高知県告示第340号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき自動車税(普通徴収の方法により徴収するものに限る。)に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務を次の者に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

委託業	委託業者		委託期間	
所在地	名称	委託内容	安託朔间	
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	地銀ネットワ ークサービス 株式会社	徴収金の収 納事務の取 りまとめ	平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで	

		I	
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブ ンーイレブン ・ジャパン	直営店舗及 び加盟店舗 における徴 収金の収納 事務	n
東京都品川区大崎 一丁目11番2号	株式会社ローソン	ıı	<i>II</i>
東京都豊島区東池 袋三丁目1番1号	株式会社ファ ミリーマート	"	II
愛知県稲沢市天池 五反田町1番地	株式会社サー クルKサンク ス	II	II
東京都千代田区岩 本町三丁目10番1 号	山崎製パン株 式会社	II	II
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	II	II
広島県広島市安佐 北区安佐町大字久 地665番地の1	株式会社ポプラ	II	JJ
茨城県土浦市小松 二丁目13番1号	株式会社ココ ストアイース ト	n	II
神奈川県横浜市中 区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	"	"
群馬県前橋市亀里 町900番地	株式会社セー ブオン	"	II
愛知県名古屋市中 区栄一丁目7番34 号	株式会社ココストア	II	II
東京都中央区日本 橋一丁目1番1号		"	II .

账

	株式会社		
北海道札幌市中央 区南九条西五丁目 421番地	株式会社セイコーマート	II	II

#### 高知県告示第341号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるもの とされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のと おり指定した。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 松 田 薬 局 吾川郡いの町1700 白岩テナン 平26・2・22 トビル1F西側

グリーンハーツ 四万十市中村大橋通七丁目12- " 3・1 訪問看護ステー 15

ション四万十

乾 歯 科 香南市野市町西野2706番地20 " " " 高知調剤薬局や 香南市夜須町坪井25-3 " 4 · 1 訪問看護ステー 室戸市元甲1076 11 11 9

ション奥郷

#### 高知県告示第342号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関 の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 乾 歯 科 香南市野市町西野2359番地5 平26・2・28

#### 高知県告示第343号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例 によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介 護機関として、次のとおり指定した。

平成26年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日 事業者の名称及び主 事業所の名称及び所在地

	たる事務所の所在地	並びにサービスの種類
平成26年 3 月 1 日	株式会社グリーンハ ーツ 南国市小籠941-2	グリーンハーツ訪問看護 ステーション四万十 四万十市中村大橋通七丁 目12-15 訪問看護 介護予防訪問看護
平成26年3月6日	社会福祉法人梼の木 福祉会 四万十市右山1973- 6	グループホームみうら 幡多郡黒潮町出口8番地 2 認知症対応型共同生活介 護 介護予防認知症対応型共 同生活介護
平成26年 3 月12日	株式会社介護センタ 一仁淀川 吾川郡仁淀川町相能 269番地	グループホームあがわ 吾川郡仁淀川町相能字ト ヲメン6番地2、6番地 1 認知症対応型共同生活介 護 介護予防認知症対応型共 同生活介護
平成26年 3 月13日	株式会社らいさす 南国市大埇甲1973- 55	こじゃリハやまだ 香美市土佐山田町東本町 四丁目1番地45号 通所介護 介護予防通所介護
平成26年 3 月17日	株式会社コンフィー ライフ 高岡郡中土佐町大野 見吉野232番地	小規模多機能型居宅介護 事業所北の里 高岡郡中土佐町大野見寺 野109 小規模多機能型居宅介護
平成26年 3 月28日	株式会社フォー・ユ ー 須崎市多ノ郷甲1069 番地1	通所介護事業所楽リハ 須崎市多ノ郷甲1069番地 8 通所介護 介護予防通所介護
平成26年 4	社会福祉法人むろと	特別養護老人ホーム丸山

月1日	会 室戸市室戸岬町1675 番地	長寿園 室戸市室戸岬町1675番地 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介 護
II	株式会社ワイ・エ ム・インターナショ ナル 土佐市高岡町乙1179 -21 YMマンショ ン105号	ケアーズ訪問看護リハビ リステーション土佐 土佐市高岡町乙1179番地 21号 訪問看護 介護予防訪問看護
"	塩田 勉	塩田歯科 土佐市高岡町乙3523-6 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
n	合同会社ウィズ 香南市野市町本村 1451番地	古民家でいホームきずな 香南市野市町本村1450番 地 通所介護 介護予防通所介護
"	高知調剤株式会社 高知市相生町3番30 号	高知調剤薬局やす店 香南市夜須町坪井25-3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
n	株式会社ワイ・エ ム・インターナショ ナル 土佐市高岡町乙1179 -21 YMマンショ ン105号	ケアーズ訪問看護リハビ リステーション香美 香美市土佐山田町宝町四 丁目4番32号 訪問看護 介護予防訪問看護
11	社会福祉法人本山町 社会福祉協議会 長岡郡本山町本山 1041	本山町社会福祉協議会指 定居宅介護支援事業所 長岡郡本山町本山1041 居宅介護支援事業
II .	株式会社さかわのわ 高岡郡佐川町中組	みのりのデイ 高岡郡佐川町乙2050番地

	1144番地 1	10 1 F 通所介護 介護予防通所介護
II	医療法人高幡会 高岡郡四万十町古市 町6番12号	デイサービスひなた 高岡郡四万十町古市町 4 番30号 通所介護 介護予防通所介護
平成26年 4 月 6 日	合同会社向日葵 室戸市佐喜浜町1296 - 8	訪問介護事業所一期一会 室戸市佐喜浜町1525-3 訪問介護 介護予防訪問介護
平成26年 4 月14日	かみ介護サービス株 式会社 香美市土佐山田町旭 町四丁目2番6号	デイサービス太陽 香美市土佐山田町旭町四 丁目2番6号 通所介護 介護予防通所介護

# 高知県告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項におい て準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定によ り、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があっ

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成26年 3 月31日	大石 興世	塩田歯科 土佐市高岡町乙3523-6 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導

# 高知県告示第345号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい う。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項 の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小 売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事 項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働 部経営支援課に提出することができる。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(2) 届出者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス赤岡店 香南市赤岡町1884番地1ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号 第一福岡ビルS 館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年1月15日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1,848平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数

82台

イ 駐輪場の収容台数

19台

- ウ 荷さばき施設の面積
- 91.5平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容量
- 13.5立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

24時間

2 届出年月日

平成26年5月14日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
- 香南市商工水産課 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

# 高知県告示第346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県十木部防災砂防課及び関係十木 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月30日

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
401-67 -003	神ノ谷 川及び 同右支 川(1)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	土石流
401-67 -004a	汐満川 (1)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	土石流
401-67 -004b	汐満川 (2)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	土石流
401 - 67 $-005$	汐満川 (3)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	土石流

高知県知事 尾﨑 正直

401-67 -210	本越谷川	高岡郡中土佐町上ノ加江(別紙図面のとおり)	土石流
401-67 -211	神ノ谷 川及び 同右支 川(2)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2845	汐満	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2846	善賢寺	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2847	神ノ谷	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II - 5390	竹ノ下	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —5391	真願寺	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —5392	本越	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
408-48 -001	正尺谷 川(1)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流
408 – 48 –019	寺元川	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流
408 – 48 –020a	黒石川 (1)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48 -020b	黒石川 (2)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流

1	ı	1	1 1
408 – 48 –023	上井田川支川	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	土石流
408 - 48 $-201$	本村谷川	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流
408 - 48 $-203$	正尺谷 川(2)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	土石流
$     \begin{array}{r}       408 - 48 \\       -239     \end{array} $	久保川 谷川	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	土石流
408 – 48 –240	上井田川	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2886	上井田(1)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2887	上井田(2)	高岡郡津野町久保川及 び姫野々(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
I -2888	上井田 (3)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2889	久保川	高岡郡津野町久保川及 び姫野々 (別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
I -2896	本村	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2897	日比原	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2898	永野久 保	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2899	永野王 子	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2900	永 野 (1)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
1			

I —2901	石神成	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -5458	上井田 (4)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -5472	永 野 (2)	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

# 高知県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月 ヤフハナ13 先から		前	11. 9	1, 123
幡多郡大月町引 トヲゲノ下タコ 1まで		後	11. 9	1, 123

# 高知県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国インター
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

•

南国市東崎字車田 555番3地先から 南国市東山町二丁目 21番2まで	前	6. 5	180
南国市東崎字車田 555番3から 南国市東崎字落合田 560番3まで	後	13. 2	180

# 高知県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中村宿毛
- 3 道路の区域

	区	罰	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	幡多郡三原村狼戸 口竹子谷14番25 から		前	7. 2	661
1		多郡三原村上長谷 一石原田2187番地先 で	後	7. 2	660

#### 高知県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

X	間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長
		後の別	(メートル)	(メートル)

南国市国分字井ノ元 871番 1 から	前	3. 2	56
南国市国分字ラチテン770番1まで	後	3. 4	56

# 高知県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

	区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	高岡郡四万十町檜生 原字神田275番1から 高岡郡四万十町檜生 原字神田582番3ま で		前	2. 7	114
			後	9. 1	114

#### 高知県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

供用開始区間(メートル)供用開始年月日	
---------------------	--

幡多郡大月町弘見字ヤフハ ナ1366番 1 地先から 幡多郡大月町弘見字トヲゲ ノ下タ147番 1 まで

# 高知県告示第353号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称

黒潮町

2 都市計画事業の種類及び名称

幡東都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業及び スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

3 事業施行期間

平成26年5月30日から平成31年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

幡多郡黒潮町入野字大岩の全部並びに同町入野字井ノ谷、字大駄場、字南大駄場、字明見、字奥明見、字スケン谷、字板取谷、字ツベタテ、字七貫、字ヒツカケ、字ヒツカケ山、字西払田及び字南払田の各一部

(2) 使用の部分

なし

#### 高知県告示第354号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

(変更前) 高知県高岡郡四万十町茂串町3番2号 四万十町

(変更後) 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町

2 変更年月日 平成26年5月7日

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、平成26年1月31日に収去

Ľ

製造事業			集			試験結身	果の概要		
所の所在 地及び名 称	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年月	粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分(%)	カルシ ウム (%)	りん (%)
香川県坂 出市 JA西日 本くみ料料坂 出工場	高岡郡 四万十 町 JA四 万十	くみあい二 種混合飼料 荒目 (とうもろ こし・魚粉 二種混合飼料)	平26. 1	9. 1			2. 1		
n n	II II	くみあい配 合飼料 成 鶏用スター レイヤー17 (成鶏飼育 用配合飼 料)	平25. 12	17. 2	4.6	2.5	13. 6	4. 2	0. 53

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出

があった。

平成26年5月30日

```
高知県知事 尾﨑 正直
役名 氏名 住 所
(退任)
```

理事 中村 正尚 香南市香我美町下分1499-1 n 白石 陽一 n 香我美町上分1282 n 足達 泉 n n 567-2

 "
 足達
 弘幸
 "
 香我美町下分
 513-2

 "
 足達
 正廣
 "
 香我美町上分
 693-2

 "
 黒石
 光男
 "
 香我美町下分
 448

 "
 足達
 輝起
 "
 498-12

 監事
 山本
 邦雄
 "
 香我美町上分2382-1

# 長崎 健二 # # (就任)

理事 中村 正尚 香南市香我美町下分1499-1

 "
 白石
 陽一
 "
 香我美町上分1282

 "
 足達
 泉
 "
 "
 567-2

 "
 足達
 弘幸
 "
 香我美町下分
 513-2

 "
 足達
 正廣
 "
 香我美町上分
 693-2

思石 光男 " 香我美町下分 448 足達 輝起 " " 498-1;

952

 " 足達 輝起 " " 498-12

 監事 山本 邦雄 " 香我美町上分2382-1

 " 長崎 健二 " " 952

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年5月30日

				高知県知事	尾﨑 正直
役名	氏	名		住 所	
(退任)					
理事	森田	正仁	香美	市土佐山田町杉田	517
JJ	山﨑	_	"	土佐山田町宮ノ口	590 - 1
JJ	大岸	高晴	"	JJ	697 - 7
JJ	舟谷	恭一	"	土佐山田町船谷	61
IJ	船谷	清考	"	IJ	184 - 1
JJ	公文	延晴	"	土佐山田町佐古藪	126
IJ	公文	豊広	"	IJ	515
IJ	永野	勝征	"	土佐山田町影山	142

"	上村	敬介	IJ	土佐山田町林田	407
"	山本	勝己	"	JJ	180
"	竹島	和夫	IJ	土佐山田町山田島	91
"	竹島	洋昭	高知	『市みづき三丁目	3502
"	演田酒	登美子	香美	管市土佐山田町加茂	643
"	原	豊之	IJ	土佐山田町神母ノ木	i 151 − 2
監事	島村	三省	"	土佐山田町東本町	5 - 3 - 19
"	小松	幸一	IJ	土佐山田町船谷	18 - 1
"	濱田	和代	"	土佐山田町宮ノ口	516
"	永野	昭夫	"	土佐山田町影山	243ーイ;ロ地
(就任)					
理事	門田	勝一	香美	長市土佐山田町杉田	533
"	大岸	高晴	IJ	土佐山田町宮の口	697 - 7
"	尾立	正人	"	JJ	431 - 2
"	舟谷	恭一	"	土佐山田町船谷	61
"	船谷	清考	"	JJ	184 - 1
"	公文	延晴	"	土佐山田町佐古藪	126
"	公文	豊広	"	JJ	515
"	山﨑	仁	"	土佐山田町影山	328
"	山本	勝己	"	土佐山田町林田	180
"	島村	潔	"	JJ	347
"	尾立	英也	"	土佐山田町山田島	82
"	竹島	洋昭	高知	『市みづき三丁目	3502
"	小笠原	京正貴	香美	長市土佐山田町加茂	802 - 1
"	石丸	亘利	"	土佐山田町神母ノ木	320 / 1
監事	永野	忠廣	"	土佐山田町影山	242
"	濱田	和代	"	土佐山田町宮ノ口	516
"	小松	幸一	"	土佐山田町船谷	18 - 1
"	宮本	紀美	"	土佐山田町林田	503 - 1

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の 規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物 件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。 平成26年5月30日

.....

#### 浦分漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数

高岡郡四万十町浦分 浦分漁港漁具保管修理施設用地 FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して21日以内に 浦分漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなけ ればならない。

3 漁港管理者の措置

浦分漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第 10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管 に要した費用を請求するものとする。

# 人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則をここに公布する。 平成26年5月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第11号

#### 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年高知県人事委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第48条の規定に基づき、法第46条及び第47条の規定による職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の勤務条件に関する措置の要求、審査及び判定の手続並びに審査及び判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置要求)

- 第2条 法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求 (以下「措置要求」という。)は、措置要求書正副各1通を高 知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に提出してし なければならない。
- 2 前項の措置要求書(以下「措置要求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、措置要求をする職員(以下「要求者」という。)が記名押印をしなければならない。
- (1) 要求者の氏名、住所及び生年月日並びに職名及び所属
- (2) 措置要求をする事項
- (3) 措置要求をする理由
- (4) 要求者又はその者の属する職員団体が措置要求をする事項について既に当局(措置要求をする事項に関し権限を有する機関をいう。以下同じ。)と交渉(法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)をしているときにあっては、その交渉の経過の概要
- (5) 人事委員会からの要求者に対する通知先及び連絡先
- (6) 措置要求の年月日

- 3 要求者は、措置要求書に必要があると認める資料を添付する ことができる。
- 4 要求者は、第2項第1号又は第5号に掲げる事項に変更を生 じたときは、速やかに書面でその内容を人事委員会に届け出な ければならない。

(代理人)

- 第3条 要求者及び当局(以下「当事者」という。)は、代理人 を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。
- 2 代理人は、当事者のために、措置要求に関する一切の行為を することができる。ただし、措置要求の取下げは、特別の委任 を受けた場合でなければ、することができない。
- 3 代理人のした行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正 したときは、その効力を失う。
- 4 当事者は、代理人を選任し、若しくは解任したとき又は代理人に対して措置要求の取下げに係る特別の委任をし、若しくは当該特別の委任を撤回したときは、書面で次に掲げる事項を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、人事委員会は、当該書面の写しを相手方の当事者に送付するものとする。
- (1) 代理人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 措置要求の取下げに係る特別の委任をし、又は当該特別 の委任を撤回したときにあっては、その旨
- 5 措置要求は、代理人によってすることができる。この場合に おいては、措置要求書に、前条第2項各号に掲げる事項のほ か、措置要求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記 載し、要求者の記名押印に代えて当該代理人が記名押印をする とともに、前項の書面を添付しなければならない。

(措置要求書等の調査及び補正等)

- 第4条 人事委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその内容について調査するものとする。
- 2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、措置要求書に 不備があると認めるときは、要求者に対し、相当の期間を定め て、その補正を命ずることができる。ただし、当該不備が軽微 であって、事案の内容に影響がないものであると認めるとき は、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。
- 3 人事委員会は、適当であると認めるときは、いつでも当事者 に対し、措置要求をする事項について交渉をするよう勧めるこ とができる。

(措置要求の受理及び却下)

- 第5条 人事委員会は、前条第1項の規定による調査の結果により、その措置要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。
- (1) 措置要求をすることのできない者によってされた措置要

求

- (2) 法第46条の勤務条件に該当しないと認められる事項についてされた措置要求
- (3) 法第55条第3項の地方公共団体の事務の管理及び運営に 関する事項に該当すると認められる事項についてされた措置 要求
- (4) 措置要求の趣旨が既に実現されている事項又は実現が不可能であると認められる事項についてされた措置要求
- (5) 前条第2項の規定に基づく補正命令に従った補正がされない措置要求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置要求で 不備を補正することができないもの
- 2 人事委員会は、前項の規定により、措置要求を受理したとき は、その旨を当事者に通知するとともに、当局に当該措置要求 書の副本を送付し、措置要求を却下したときは、その旨を要求 者に通知するものとする。

(事案の審査等)

- 第6条 措置要求の審査は、書面審理によるものとする。ただし、人事委員会は、必要があると認めるときは、口頭審理によることができる。
- 2 人事委員会は、措置要求を受理したときは、当局に対し、相 当の期間を定めて、措置要求に対する意見書の提出を求めるこ トができる
- 3 人事委員会は、前項の意見書が提出されたときは、要求者に 対し、相当の期間を定めて、当該意見書に対する反論書の提出 を求めることができる。
- 4 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、質問をし、又は資料の提出を求め、当事者 その他事案に関係がある者を呼び出してその陳述を求め、その 他必要な調査をすることができる。
- 5 人事委員会は、適当であると認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるよう当事者間をあっせんすることができる。

(審査の併合及び分離)

- 第7条 人事委員会は、必要があると認めるときは、同一の又は 相関連する事案に係る数個の措置要求を併合して審査をし、及 び併合した審査を分離することができる。
- 2 人事委員会は、前項の規定に基づき審査を併合し、又は分離 したときは、その旨を当事者に通知するものとする。 (代表者)
- 第8条 前条第1項の規定に基づき審査が併合されている措置要求の要求者(以下この条において「併合に係る要求者」という。)は、そのうちから代表者1名を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。
- 2 人事委員会は、併合に係る要求者が代表者を選任していない

場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る要求者に対し、代表者1名の選任を求めることができる。

- 3 代表者は、併合に係る要求者のために、措置要求に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の取下げは、特別の委任を受けた場合でなければ、することができない。
- 4 代表者のした行為は、併合に係る要求者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。
- 5 併合に係る要求者は、代表者を選任し、若しくは解任したとき又は代表者に対して措置要求の取下げに係る特別の委任をし、若しくは当該特別の委任を撤回したときは、書面で次に掲げる事項を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、人事委員会は、当該書面の写しを当局に送付するものとする。
- (1) 代表者の氏名
- (2) 措置要求の取下げに係る特別の委任をし、又は当該特別 の委任を撤回したときにあっては、その旨
- 6 代表者が選任されているときは、併合に係る要求者に対する 通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。 (措置要求の取下げ)
- 第9条 要求者は、人事委員会が事案について判定をするまでの間は、いつでも措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。この場合において、当該取下げは、書面でその旨を人事委員会に申し出てしなければならない。
- 2 人事委員会は、受理した措置要求について前項の規定に基づき取下げがあったときは、その旨を当局に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき取下げがあった措置要求の部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

(審査の打切り)

- 第10条 人事委員会は、係属している措置要求が次の各号のいずれかに該当するときは、事案の審査を打ち切り、当該措置要求を却下するものとする。
- (1) 要求者が死亡、退職その他の事由により職員の身分を 失った場合
- (2) 要求者の所在が不明となり、事案の審査を継続することができない場合
- (3) 関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由 の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認 められる場合
- (4) 要求者が措置要求を継続する意思を放棄したと認められる場合
- 2 人事委員会は、前項の規定により措置要求を却下したとき は、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。た だし、同項第1号の規定に該当して当該措置要求を却下したと きは、要求者に対しては、通知をしないものとする。

(判定)

第11条 人事委員会は、措置要求の審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに法第47条の規定による判定をし、これを書面にして、その写しを当事者に送付するものとする。 (勧告)

第12条 人事委員会は、前条の判定の結果、当局に対して法第47 条の規定による勧告をする必要があると認めるときは、書面で 当該勧告をするとともに、当該書面の写しを要求者に送付する ものとする。

(文書の送付)

- 第13条 この規則の規定による人事委員会からの文書の送付は、 郵送又は使送によりするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、文書を受けるべき者の所在が知れ ないときその他文書を送付することができないときは、文書の 送付は、公示の方法によってすることができる。
- 3 前項の公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を高知県公報に登載してするものとする。この場合においては、登載された日から起算して14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、措置要求の審査及び判定 の手続並びに審査及び判定の結果執るべき措置に関し必要な事 項は、人事委員会が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(以下この項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日前から引き続き係属している措置要求についても適用する。この場合において、この規則による改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定により行われた手続は、新規則の相当規定により行われたものとみなす。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正) 3 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「勤務条件に関する措置の要求に関する規則 (昭和26年高知県人事委員会規則第4号)第2条第2項の規定 による提出」を「勤務条件に関する措置の要求に関する規則 (平成26年高知県人事委員会規則第11号)第5条第2項の規定 による受理」に改める。

# 人事委員会告示

-----

#### 高知県人事委員会告示第5号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成26年高知県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、措置要求の審査の手続に関し必要な様式を次のとおり定め、昭和27年2月高知県人事委員会告示第1号(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定に基く措置の要求等に関する様式)は、平成26年5月29日限り廃止する。

平成26年5月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

- 1 規則第2条第2項に規定する措置要求書 別記第1号様式
- 2 規則第2条第4項の規定による措置要求書記載事項変更届 別記第2号様式
- 3 規則第3条第4項の規定による代理人選任(解任)届 別記 第3号様式
- 4 規則第3条第4項の規定による代理人への措置要求の取下げ に係る特別の委任(撤回)届 別記第4号様式
- 5 規則第6条第2項の意見書及び同条第3項の反論書 別記第 5号様式
- 6 規則第8条第5項の規定による代表者選任(解任)届 別記 第6号様式
- 7 規則第8条第5項の規定による代表者への措置要求の取下げ に係る特別の委任(撤回)届 別記第7号様式
- 8 規則第9条第1項の規定による措置要求取下書 別記第8号 様式

6

珿

鞣

別記 第1号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

(EI)

#### 措置要求書

地方公務員法第46条の規定に基づき、下記のとおり勤務条件に関する措置の要求をします。

記

- 1 措置要求者の氏名、住所及び生年月日並びに職名及び所属
- 2 措置要求をする事項
- 3 措置要求をする理由
- 4 当局と交渉をしているときは、その交渉の経過の概要
- 5 高知県人事委員会からの措置要求者に対する通知先及び連絡先
- 注 1 この措置要求書は、それぞれに記明押印をした正副各1通を提出してください。
  - 2 2欄は、箇条書きで明確に記入してください。
  - 3 3欄及び4欄は、具体的かつ詳細に記入し、書き切れないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙に記載して添えてください。
  - 4 1欄又は5欄に記入した事項に変更を生じたときは、その都度、速やかに措置要求書記載事項変更届(別記第2号様式)により届け出てください。
  - 5 代理人によって措置要求をするときは、1欄から5欄までに記入する事項に加えて、その代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記入し、措置要求者の記名押印に代えて、その代理人が記名押印をするとともに、代理人選任届(別記第3号様式)を提出してください。

第2号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

(FII)

# 措置要求書記載事項変更届

年 月 日付けで提出しました措置要求書の記載事項について、下記のと おり変更を生じましたので、届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項
- 2 変更の内容

2

<b>第3号樣式</b> 年 月 日
т и
高知県人事委員会委員長 様
措置要求者(当局) 氏名(職・氏名) 印
代理人選任(解任)届
下記のとおり代理人を選任しました(解任しました)ので、届け出ます。
記
1 代理人に委任した措置要求事案
2 代理人の氏名
3 代理人の住所
4 代理人の職名又は職業
5 措置要求の取下げに係る特別の委任の有無
A. · ##1.7. ################################
注 1欄は、措置要求の受理前にあっては措置要求書の提出年月日及び措置要求をする事項を、措置要求の受理後にあっては高知県人事委員会が付した事案番号を記入してくだ

# 第4号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者(当局) 氏名(職・氏名)

ÉΠ

代理人への措置要求の取下げに係る特別の委任(撤回)届

下記のとおり代理人に対して措置要求の取下げに係る特別の委任をしました(撤回しました)ので、届け出ます。

記

- 1 代理人に取下げに係る特別の委任をし、又はその特別の委任を撤回した措置要求事案
- 2 代理人の氏名
- 3 代理人の住所
- 4 代理人の職名又は職業

注 1 欄は、措置要求の受理前にあっては措置要求書の提出年月日及び措置要求をする事項を、措置要求の受理後にあっては高知県人事委員会が付した事案番号を記入してください。

第5号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

当局(措置要求者) 職・氏名(氏名)

E

意見書 (反論書)

年 月 日付け 第 号により意見書(反論書)の提出を 求められた事項について、下記のとおり意見を陳述します(反論します)。

記

第6号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

印

代表者選任(解任)届

下記のとおり代表者を選任しました(解任しました)ので、届け出ます。

記

- 1 代表者を選任した措置要求事案
- 2 代表者の氏名
- 3 措置要求の取下げに係る特別の委任の有無

- 注 1 この届出は、審査が併合されている措置要求事案の措置要求者全員の連名でしてください。
  - 2 1欄は、審査が併合されている措置要求事案のそれぞれについて高知県人事委員 会が付した事案番号の全てを記入してください。

足

榖

# 第7号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

(E)

代表者への措置要求の取下げに係る特別の委任(撤回)届

下記のとおり代表者に対して措置要求の取下げに係る特別の委任をしました(撤回しました)ので、届け出ます。

記

- 1 代表者に取下げに係る特別の委任をし、又はその特別の委任を撤回した措置要求事案
- 2 代表者の氏名

- 注 1 この届出は、審査が併合されている措置要求事案の措置要求者全員の連名でしてください。
  - 2 1欄は、審査が併合されている措置要求事案のそれぞれについて高知県人事委員 会が付した事案番号の全てを記入してください。

#### 第8号様式

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

措置要求者 氏名

(EP)

措置要求取下書

下記のとおり勤務条件に関する措置の要求を取り下げます。

記

- 1 取り下げる措置要求事案
- 2 措置要求の一部を取り下げるときは、取り下げる部分の内容
- 3 取下げの理由

注 1 欄は、措置要求の受理前にあっては措置要求書の提出年月日及び措置要求をする事項を、措置要求の受理後にあっては高知県人事委員会が付した事案番号を記入してください。

# -----

# 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称及び数量

高知県救急医療・広域災害情報システム改修委託業務 一式

(2) 委託業務の特質等 入札説明書による。

(3) 委託業務の履行期間

委託業務に係る契約の締結の日から平成27年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者 登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者である こと。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に

示した入札参加資格要件を満たす者であること。

- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県健康政策部医療政策課

電話番号088-823-9625

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成26年5月30日(金)から同年7月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成26年5月30日午前9時から同年7月8日午後5時までの間に高知県健康政策部医療政策課のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/) で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- アー日時

平成26年7月11日(金)午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年7月10日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年6月30日(月)午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、

入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年6月18日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Commission name: Kochi prefecture emergency medical information system upgrade business consignment
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 30 June 2014
- (3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Friday 11 July 2014
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 10 July 2014
- (5) Contact: Medical Policy Division, Department of Health Policy, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9625

14

(6) Others: As in the tender documentation

#### ..

# 落札 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年5月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 自動車税オンライン事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 31,860,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第2号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

平成26年5月30日

高知県警察本部長 小林 良樹

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) IC用カード基体(優良) 300枚3入 1式
- (2) IC用カード基体 (一般) 300枚3入 1式
- (3) I C 用カード基体 (新規) 300枚3入 1式
- (4) I C化用リボンセット 7種2,000枚 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4 - 30
- 3 随意契約の相手方を決定した日
  - 平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁

- 目 3 番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) 1箱につき552,096円
- (2) 1箱につき552,096円
- (3) 1箱につき552,096円
- (4) 1箱につき151,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第2号に該当するため

恒

報

正	誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・5・9	9638	〇告 示	1	中 (40)	<u>15. 89</u>	18.89